

議第76号

呉市保育の必要性の認定における保護者の就労時間の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市保育の必要性の認定における保護者の就労時間の基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市保育の必要性の認定における保護者の就労時間の基準を定める条例の一部を改正する条例

呉市保育の必要性の認定における保護者の就労時間の基準を定める条例（平成27年呉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(小学校就学前子どもの保護者の就労時間の基準) 第3条 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号） <u>第1条第1号</u> に規定する小学校就学前子どもの保護者の就労時間は、一月において48時間とする。	(小学校就学前子どもの保護者の就労時間の基準) 第3条 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号） <u>第1条の5第1号</u> に規定する小学校就学前子どもの保護者の就労時間は、一月において48時間とする。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(提案理由)

幼児教育・保育の無償化を実施するに当たり、子ども・子育て支援法施行規則の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整理をするため、この条例案を提出する。